

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年5月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500529号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2600004号

第1 結論

請求期間のうち、昭和36年4月から昭和39年3月までの期間及び昭和39年10月から昭和40年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和40年3月まで

夫(訂正請求記録の対象者)が死亡した後、年金事務所から夫のものと思われる年金加入記録がある旨の連絡文書を受領したが、当該文書を紛失し手続を行わないまま経過していたところ、最近、部屋の整理中に当該文書を発見したので、今回、訂正請求を行うものである。

婚姻後、夫と同居していた義母が、私たち夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付していたものと考えているが、請求期間に係る夫の年金記録が未納として扱われていることから、調査の上、年金記録を訂正されたい。

第3 判断の理由

社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、被保険者氏名が訂正請求記録の対象者と同姓同名の基礎年金番号に統合されていない国民年金の被保険者記録(以下「未統合記録」という。)が確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、前述の未統合記録は、被保険者氏名が訂正請求記録の対象者と同姓同名であることに加え、未統合記録に係る被保険者台帳において、氏のカナ表記は異なるものの生年月日が訂正請求記録の対象者と一致しており、かつ、住所欄に記載された住所地は、請求者に係る被保険者台帳の住所と一致していることが確認できる。

これらの事情から総合的に判断すると、未統合記録は、訂正請求記録の対象者のものであると認められる。

次に、未統合記録に係るオンライン記録及び被保険者台帳等によると、請求期間のうち、昭和36年4月から昭和39年3月までの国民年金保険料については、いずれの年度も納付済みと記録されているが、昭和39年4月から昭和40年3月までについては、このうち6か月分のみが納付済みである旨が記録されていることが確認できる。

また、未統合記録に係る被保険者台帳を見ると、昭和39年度の納付状況欄には請求者に係る被保険者台帳と一致する記載が認められ、請求者に係るオンライン記録によると、昭和39年4月から同年9月までは未納期間、昭和39年10月から昭和40年3月までは納付済期間と記録されているところ、日本年金機構は、当該未統合記録に係る昭和39年度の納付月について

ては昭和 39 年 10 月から昭和 40 年 3 月までである旨回答している。

したがって、訂正請求記録の対象者は、請求期間のうち、昭和 36 年 4 月から昭和 39 年 3 月までの期間及び昭和 39 年 10 月から昭和 40 年 3 月までの期間について、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 9 月までの期間については、前述のとおり、未統合記録に係る被保険者台帳において、昭和 39 年度は 6 か月分のみが納付済みである旨の記載が確認できる上、請求者に係るオンライン記録においても、昭和 39 年 4 月から同年 9 月までは未納と記録されていることから、当該期間において、訂正請求記録の対象者に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがうことができない。

このほか、請求期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 9 月までの期間について、訂正請求記録の対象者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、訂正請求記録の対象者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が、請求期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500376号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600007号

第1 結論

- 1 請求者のA法人における令和3年7月1日から同年9月1日までの期間及び令和4年8月1日から令和5年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年7月及び同年8月並びに令和4年8月から令和5年6月までの各月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

令和3年7月及び同年8月並びに令和4年8月から令和5年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年7月及び同年8月並びに令和4年8月から令和5年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA法人における令和5年6月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和5年6月の標準報酬月額については、別表2のとおりとする。

令和5年6月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA法人における令和5年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和5年7月の標準報酬月額については、別表3のとおりとする。

令和5年7月の訂正後の標準報酬月額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求者のA法人における令和4年12月の賞与支払年月日を同年12月25日から同年12月28日に訂正し、標準賞与額については、10万円を100万円に訂正することが必要である。

令和4年12月28日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年12月28日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和3年7月1日から同年9月1日まで
② 令和4年8月1日から令和5年8月1日まで
③ 令和4年12月

年金記録によると、A法人における厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間①及び②

の年金給付に反映される標準報酬月額が、実際に記録されるべき標準報酬月額より低い額となっているので、当該各期間に係る標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

また、請求期間③の標準賞与額は 10 万円となっているが、実際に支給された賞与額より低い額となっているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び請求期間②のうち令和4年8月1日から令和5年7月1日までの期間について、請求者から提出された給与支払明細書及び金融機関口座の振込記録、A法人から提出された賃金台帳及び給与所得に対する源泉徴収簿、B県C町から提出された課税（所得）証明書及び給与支払報告書（個人別明細書）等から判断すると、請求者が同事業所から、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び請求期間②のうち令和4年8月から令和5年6月までの各月の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び請求期間②のうち令和4年8月1日から令和5年7月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A法人は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の令和3年8月及び令和4年9月を改定年月とする厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、令和5年6月1日から同年7月1日までの期間について、前述の給与支払明細書等により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間②のうち、令和5年6月に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書等により確認できる報酬月額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

ただし、請求期間②のうち、令和5年6月に係る訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②のうち、令和5年7月1日から同年8月1日までの期間について、当該期間は訂正請求受付日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される場所、当該期間に係る標準報酬月額については、同法に基づき報酬月額に見合う標準報酬月額を認定することとなる。

したがって、請求期間②のうち、令和5年7月に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書等により確認できる、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額から、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として、別表3のとおり

とすることが妥当である。

- 4 請求期間③について、請求者から提出された賞与支払明細書及び金融機関口座の振込記録、A法人から提出された貸金台帳、C町から提出された課税（所得）証明書及び給与支払報告書（個人別明細書）等から判断すると、請求者が同事業所から、オンライン記録の標準賞与額（10万円）を超える100万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③に係る賞与支払年月日については、オンライン記録において令和4年12月25日と記録されているが、請求者から提出された賞与支払明細書及び金融機関口座の振込記録から、同年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A法人は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正届）を年金事務所に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
令和3年7月及び同年8月	16万円	18万円
令和4年8月	18万円	20万円
令和4年9月から令和5年5月まで	19万円	20万円
令和5年6月	19万円	24万円

別表2【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
令和5年6月	24万円（※）	26万円

（※）厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

別表3【厚生年金保険法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
令和5年7月	20万円	26万円